

令和6年国東市農業委員会 第4回（4月）総会議事録

1. 開催日 令和6年4月10日（水）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 12名出席
4. 欠席委員 2番 藤本委員、3番 豊田委員（13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第19号 農用地利用集積計画について
 - 議案第20号 農用地利用配分計画について
 - 議案第21号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第22号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
6. 報告事項
 - 農地法第3条許可処分の取消願いについて
 - 非農地の取消について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和6年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、2番 藤本委員と3番 豊田委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっぱいで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中12名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 松原委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号27番から29番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

事務局	<p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番の説明が事務局よりありましたが、本日まで出席の有長農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。</p>
有長推進委員	<p>申請番号2番につきましては、特に問題はないものと思います。また、昨年の7月に意見書を書いたものであり再度現地確認もしましたが、建築業者が測量中で排水対策などの話をしましたが特に問題はないと思います。</p>
事務局	<p>補足説明をします。今、有長推進委員がおっしゃられたとおり、昨年の7月に転用許可申請の提出がありましたが、農業振興地域の指定がされていることが判明し、農振除外の手続きを先に行うよう指示し、先日、除外が決定したために、今回、改めて申請されたものです。</p>
議長	<p>事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第19号 農用地利用集積計画について事務局より</p>

事務局	説明をお願いします。
議長	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第 19 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 19 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 19 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 20 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 20 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 20 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 20 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 21 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 21 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 21 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 21 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明がありましたが、本日、配られた支払い明細はこの最適化活動に伴うものですか。</p>
事務局	<p>そうです。令和 5 年度 1 年間の最適化活動に対する支払いです。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の説明に対しご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>「遊休農地の解消について」ですが、面積が緑区分と黄区分を足すと 1 号遊休農地面積の面積と合いませんがいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>小数点以下の四捨五入の関係で、うまくいっていないと思われまますので確認して修正します。</p>

議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
森委員	「農業委員会の現在の体制」のところですが、実数の総数が14ですが、内訳を足すと13だと思っておりますが良いのでしょうか。
事務局	この部分は、重複している方やどれにも該当しない方もおられるため、合計は14にはならないようになっており間違いではありません。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
佐藤副会長	<p>「農地集積の目標」のところですが、これまでに集積した面積の合計が1,885 haとなっているのですが、今年度の目標は799 haとなっており、かなり高すぎるのではないかと思います。</p> <p>また、「遊休農地の解消の目標」についても、1号遊休農地の面積が108 haとなっておりますが、今年度28 haを解消する目標とされており、こちらもかなり目標が高いと思うので、事務局にこの目標を達成するためにどのように取り組んでいくのかご指示をいただくか、農業委員だけではなく農地利用最低化推進委員も一緒になって話す場を作っていただくなどで、目標達成の具体的な道筋を作っていただきたいと思います。</p> <p>ただ目標を設定しただけであれば、時間だけが過ぎ1年後結局何もできなかったということで終わるのではないかと思いますので、ぜひ何らかの道筋を建てる対策をしてほしいと思います。</p>
事務局	「農地集積の目標」のところですが、これまでに集積した面積の合計が1,885 haで、このうち昨年令和5年度の集積面積は143 haです。今年度の目標は、集積率を80%として設定し逆算しているため799 haとなっています。昨年1年間の集積面積からすると、現実的ではない数字かもしれません。
議 長	<p>時期を見て検討会をする必要があるかもしれませんね。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p>
松原委員	「遊休農地の解消」のところですが、緑区分の遊休農地は具体的に場所がわかっているのでしょうか。

事務局	利用意向調査の結果で出した数値なので分かります。
松原委員	そうであれば、地区ごとに分けてどうやって解消していくか話した方がいいのではないのでしょうか。
議 長	地区ごとに分けて、担い手の方たちにお問い合わせしてみるとかですか。
松原委員	そうです。
議 長	遊休農地が、どこにあるのか明らかにしてどうやって解消していくのかを話し合う場所を造るのがいいでしょうね。
佐藤副会長	そもそも緑区分と黄区分はどう違うのでしょうか。
事務局	簡単にご説明しますと、遊休農地の中でも緑区分は草刈り等で簡単に農地に戻る軽度なもの、黄区分は重機などを入れないと農地に戻らない重度なものとなります。
議 長	やはり、目標達成のための議論の場を推進委員の方も入っていただいで話した方がいいと思いますので、事務局で日にちの調整や準備をして設定してください。 ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等については、提案のとおりで進めていくということで良いですか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等につい

	<p>ては、全会一致で承認されました。</p> <p>議事については、以上となります。次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>報告事項、農地法第3条許可処分の取消願いについてと、非農地の取消について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>農地法第3条許可処分の取り消し願いについてですが、契約はされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>空き家バンクを通じて、農地も購入する計画で許可したのですが、住居を改修するため見積もりを取ったところ、かなり高額となったために移住を断念したもので、契約は破棄となっております。</p>
吉本委員	<p>空き家バンクを通じて農地を購入された方は、耕作の計画書等を出してもらってないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請段階で「営農計画書」の提出をいただいております。また、昨年の夏ごろから1年以内に耕作を開始し「耕作開始届」を提出するよう指導しています。</p>
吉本委員	<p>大恩寺の移住者の方も出してもらったのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年の夏ごろから、第3条許可申請により取得した農地の未耕作地対策として、「耕作開始届」を提出してもらうこととしましたが、それ以前に第3条許可申請により農地を取得の方については、「営農計画書」どおりに耕作されているか確認するには現地を確認するしかないのが現状です。</p>
笹野委員	<p>大恩寺の移住者4名のうち3名は耕作を開始していますが、1名は住居の改修の途中で、移住のご挨拶には来られましたが営農はまだされていません。</p>

吉本委員	<p>何が言いたいのかというと、取得した農地が実際耕作されていなくても野放しの状態になっているのではないかと思うので何らかの対策をしなければならないと思うのです。</p>
有長推進委員	<p>関連して、小原の方でも空き家バンクで移住された方が取得した農地が耕作されておらず、荒れた状態で問題になっています。草刈りをするよう指導したところ、穂先だけを刈り取って終わりの状態で、草刈り機などは持っておらず鎌だけしかもっていない状態です。空き家バンクであれば農地が自動的に取得できるのでしょうか。</p>
議 長	<p>令和5年の3月以前は、空き家バンクの利用者には特例があり、狭い面積でも農地の取得をしてよいか農業委員会で議論して許可していたのですが、昨年、令和5年の4月から農地取得要件であった5反要件がなくなったので、営農する方であれば誰でも農地を取得できるようになりました。そういった場合も含めて皆さんで話し合い有休農地を作らないための対策を考えていきましょう。</p> <p>その他で、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>2点だけお願いがあります。</p> <p>1点目は、今年度の農業者年金の加入推進部長ですが昨年度に引き続き、中島委員・秋國会長・吉本委員・松原委員にお願いいたします。</p> <p>2点目は、公益社団法人国東市農業公社の理事について、こちらも昨年までに引き続き、藤本委員・安松委員・森委員・松原委員にお願いします。</p>
議 長	<p>皆さん良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それではよろしく申し上げます。 ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願い</p>

副会長	<p>します。</p> <p>それではこれもちまして、第4回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
-----	---